

環廃企発第 080626001 号
平成 20 年 6 月 26 日

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長

使用済ペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について（通知）

市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 76 号。以下「改正容器包装リサイクル法」という。）の施行に伴い、改正された容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であることを明らかにしたところである。

また、基本方針において、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の事業者を引き渡す場合にあつては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」としている。

さて、この度、環境省が実施した「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する調査」の結果について、公表したところであるが、基本方針に違反して、指定法人に引き渡されない場合にあつて、引き渡しの要件を設定していない、また、現場確認を行わないなど適正に処理されていることの確認が不十分である場合、処理の状況等について住民への情報提供が不十分な市町村が多く見られた。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 8 条第 3 項及び第 9 条第 3 項により、分別収集計画は基本方針に即して定めることとされ、同法第 10 条により分別収集計画に従って分別収集を行わなければならないこととされており、こうした事態は改正容器包装リサイクル法の趣旨に反しているものと言わざるを得ない。

使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であり、指定法人以外の事業者を引き渡す場合にあつては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し適切に情報提供をする必要がある。

貴管下市町村に対して、上記の周知及び指導についての対応をよろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定の基づく技術的な助言であることを申し添える。